

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

[地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づく都道府県計画に係る事項]

[児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る事項]

[子どもの貧困対策の推進計画に係る事項]

保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課
介護保険課
福祉労働部 子育て支援課
保護・援護課

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

下表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議は、社会福祉審議会の決議とする。

事 項	専門分科会
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づく都道府県計画に係る調査審議	老人福祉専門分科会
児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議	児童福祉専門分科会
子どもの貧困対策の推進計画に係る調査審議	児童福祉専門分科会

1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づき都道府県計画に係る調査審議

平成26年6月25日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布・施行され、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」が「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改正された。

同法第6条の規定に基づき、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」が創設され、各都道府県に設置されたところである。

各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する必要があるが、同法第4条第4項の規定により、都道府県計画を作成（変更）しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

基金事業は、地域包括ケアシステムの構築に関わる重要なものであること、都道府県計画のうち、医療に関する事業については、医療審議会で審議される予定であることから、介護に関する事業についても、あらかじめ本審議会に審議いただきたい。

なお、これまでも、介護施設等の整備等に関する事項については、老人福祉専門分科会において審議されてきたことから、下記についても、老人福祉専門分科会において審議し、その決議を審議会の決議としていただきたいので、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」に追加していただきたい。

(1) 追加する決議事項

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づき都道府県計画に係る調査審議

(2) 関連法

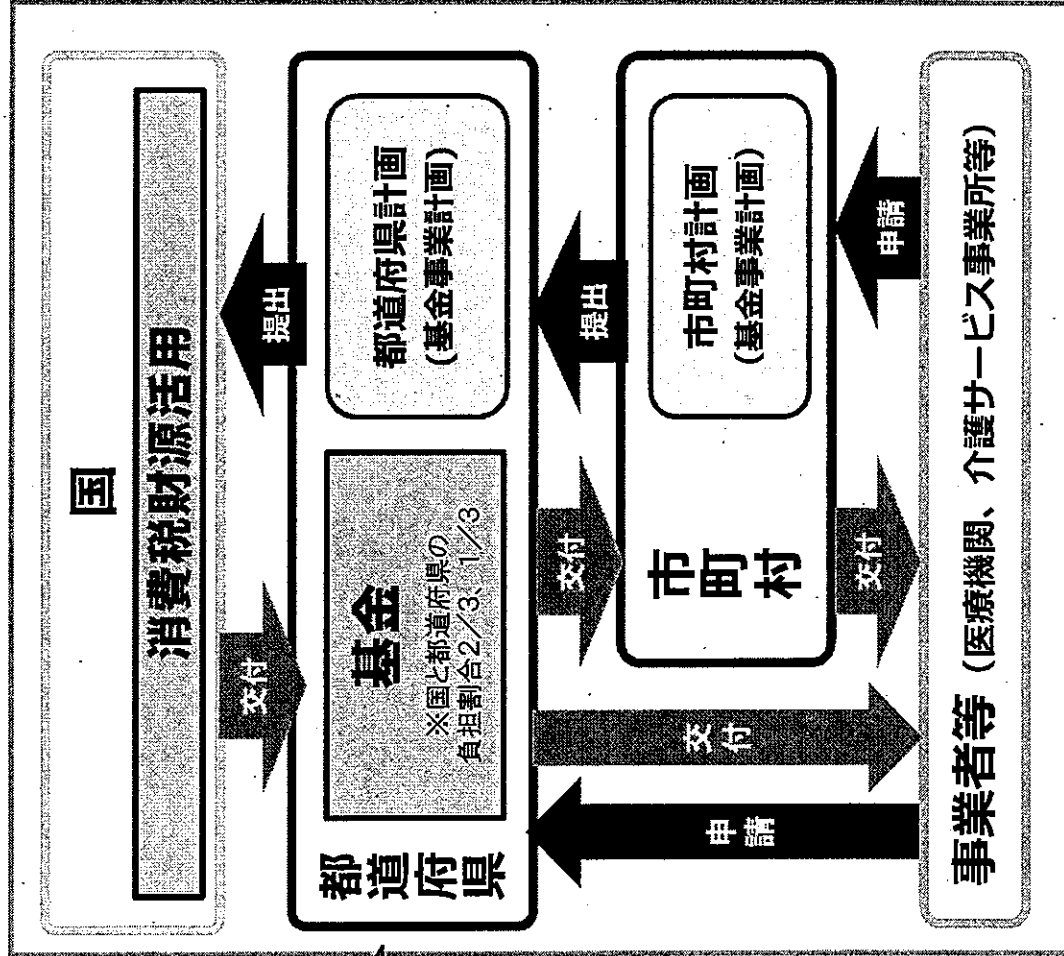
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

第4条

- 4 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対策事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

2 児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議

平成24年8月22日に「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が公布され、子ども・子育て支援法の施行の日である平成27年4月1日から、児童福祉法が改正された。

この改正により、都道府県が保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこととされ、本県の児童福祉審議会にあたる社会福祉審議会で審議いただく必要がある。

なお、従前から、児童福祉施設に関する事項については、児童福祉専門分科会において審議されてきたことから、下記についても、児童福祉施設専門分科会において審議し、その決議を審議会の決議としていただきたいので、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」に追加していただきたい。

(1) 追加する決議事項

児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議

(2) 関連法

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

6 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 子どもの貧困対策の推進計画に係る調査審議

平成25年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号、以下「法」という。）が公布され、平成26年1月17日から施行された。

法において、都道府県は、政府が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を勘案して、子どもの貧困対策についての計画（以下、「計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

本県においても、計画を策定することとしており、当該計画は県民生活に関わる重要なものであるため、計画の策定に当たっては、本審議会で審議いただきたい。

については、児童福祉専門分科会において審議し、その決議を審議会の決議としていただきたいので、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」に追加していただきたい。

(1) 追加する決議事項

子どもの貧困対策の推進計画に係る調査審議

(2) 関連法

・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）

第8条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※参考1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの(現行)

事項	専門分科会
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議(福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条)	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会
(2) 芸能、出版物、がん具、遊戯等(児童福祉文化財)の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議(児童福祉法第8条第7項)	児童福祉専門分科会
(3) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議(児童福祉法第27条第6項)	
(4) 里親の認定に係る調査審議(児童福祉法施行令第29条)	
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議(母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条)	
(6) 青少年に有益な図書類、興行、がん具類又はフィルタリング・ソフトの推奨に係る調査審議(福岡県青少年健全育成条例第10条)	
(7) 携帯電話事業者等の勧告に関する調査審議(福岡県青少年健全育成条例第15条の2)	
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議(福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条)	
(9) 社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議	
	老人福祉施設等 (・老人福祉法 ・介護保険法)
	障害者、障害児福祉施設 (・障害者自立支援法 ・児童福祉法)
(10) 民生委員の定数に係る調査審議	民生委員審査専門分科会
(11) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障害者福祉専門分科会

※参考2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議(社会福祉法施行令第2条第3項)	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議(社会福祉法施行令第3条第3項)	障害者福祉専門分科会 審査部会